

平成30年11月5日

美幌町長 土 谷 耕 治 様

美幌町自治推進委員会

会長 村 口 善 二

美幌町自治基本条例の見直し検討について（答申）

平成30年7月4日付けで諮問のありました美幌町自治基本条例の見直しについて、
下記のとおり答申します

記

平成26年に行った美幌町自治基本条例の見直しから4年が経過し、本委員会で2回目となる見直しを行いました。

条例の見直しについては、美幌町自治基本条例第48条に基づき、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかについて慎重に審議を進めました。

検討結果については、大きな社会情勢の変化は見られず、特段改正する要素が散見されないことから、基本的に『条例を見直す必要はない』との結論に至りました。

なお、検討作業において条例の運用面で改善を要する課題等が出されたことから、次のとおり意見を付して答申します。

1 第12条（町民参加の基本）

町民が主体となった自治を進めていくために、町民が積極的に町政へ参加できるような仕組みを整えること。

2 第14条（町民参加の方法）

町民参加を求める際は、その趣旨や内容等を十分に周知した上で、より一層、町民からの意見を広く求められるよう努めること。

3 第15条（提出された意見等の取扱い）

意見公募（パブリックコメント）の結果については、ホームページでの公表だけでなく、その公表方法について工夫し、町民へ広く周知するよう努めること。

また、町民からの意見等に対する検討結果や結果の具体的な公表方法を明確にするよう、逐条解説の改正を検討すること。

4 その他

今回の見直し検討によって明らかとなった課題については、解決に向け必要な措置を講じていただくことを求めます。

また、今後も基本理念である「町民主体の自治の実現」に向けてご尽力いただくことを願います。